

近畿保証サービス

家賃債務保証事業を展開する近畿保証サービス（兵庫県神戸市）は、奈良県庁と提携し、奈良県営住宅の家賃債務保証の引き受けを開始したことを8月2日に発表した。

2020年4月に施行した改正民法により、賃貸借契約の連帯保証人に対して保証の極度額の明記が必須となったことが背景にある。入居希望者が連帯保証人を立てられず、住宅確保が困難になることを防ぐために、民間の家賃債務保証サービスを利用できるように業務提携に至った。

保証事業に対し、社会貢献としての意義を感じ、提携に合意した。提携にあたり、県営住宅の入居者向けに専用商品は範囲外としている。県営住宅への新規入居者だけでなく、更新の際に連帯保証人が外れてしまう入居者を対象に提供していく。

近畿エリアのほかの自治体からも家賃債務保証の引き受けに関して問い合わせを複数受けている。奈良県庁以外の実績もある。「奈良県との実績が、ほかの自治体との提携を進めるきっかけになればと考えている。これからも社会的弱者が抱える住宅確保問題の改善に貢献していきたい」と森伸一室長は今後の展望を語る。

奈良県庁と提携

県営住宅向け保証サービスを開発

品を開発。従来商品に比べ、保証範囲を家賃に特化することで、入居者が負担する保証料を安価に抑えている。